

質問に対する回答書
(五島市地域アグリゲータ共同事業者選定)

質問事項	質問の内容	回答
仕様書 5. 事業内容について	業務委託の是非について記載がないため、委託は認められると理解して良いか。可の場合、仕様書9. 事業内容の秘密保持、及び連携協定書(案)第4条は、業務委託先までの情報開示は認められると理解して良いか。	業務遂行に支障がない範囲で、再委託は可能です。 情報開示に関しては、仕様書第9条および連携協定書案第4条に基づき、業務委託先に対しても同様の秘密保持義務を課すことを条件に、必要な情報の共有は可能です。
仕様書 5. 事業内容 (3) 地域アグリゲータ共同事業者に求める業務①②内、「市内の再エネ発電所」について	貴市が当事者となって推進する脱炭素先行地域実現のために、市内『全て』の再エネ発電所と理解した。業務①②を実現するため、発電事業者と交渉が必要な際は市からもご支援いただける認識で良いか。	本事業は市が主導する脱炭素先行地域の実現を目的としており、市内再エネ発電所との広範な連携が前提となっております。 発電事業者との交渉や協力要請が必要な場合、市としても可能な範囲で支援・調整を行う予定です。
仕様書 5. 事業内容 (3) 地域アグリゲータ共同事業者に求める業務③内、「基盤体制」について	例えば、DR 発動を需要家に通知するアラートシステムや、遠隔で負荷設備を制御するシステム、という理解で良いか。	その理解で問題ございません。 DR の実現手段として、通知システムおよび遠隔制御技術の導入・活用は想定されている技術的対応策の一つと考えられます。
仕様書 5. 事業内容 (3) 地域アグリゲータ共同事業者に求める業務④内、「仕組み」について	例えば、安価に蓄電池を調達・販売するサプライチェーンの形成や、将来蓄電池が安価にならずとも導入を推進できるだけの収益性を出せるマネタイズモデルの形成、という理解で良いか。	その理解で問題ございません。 本事業における蓄電池活用は、中長期的な普及・実装を視野に入れており、収益性・事業継続性を確保するためのモデル構築は重要な視点と考えられます。

<p>実施要領 6. 審査基準及び選考方法 (2) 選定委員会(プレゼンテーション)について</p>	<p>プレゼンテーション時に説明する内容は、実施要領4. 企画提案書の提出(1)提出書類の内、②のみか。もしくは③～⑧までを含む全てか。 また、当日、審査員分の資料も当方で印刷し持参すべきか。</p>	<p>原則として、②(企画提案書)に基づいたプレゼンが求められますが、③～⑧を含む提出書類全体の内容が審査対象となります。 審査会プレゼンで紙資料を使用する際は、審査員人数分、事務局分(6部程度)を提出して下さい。</p>
<p>(様式2(別紙)) 役員等名簿について</p>	<p>事業者選定期間中、役員の変更は可能か。可の場合、変更が生じた際は、都度市に対して報告の必要はあるか。</p>	<p>やむを得ない場合においては、役員の変更は可能です。ただし、企業体制にかかわる重要事項のため、変更があった場合には速やかに市へ報告してください。</p>
<p>(様式4) 会社概要 直近の決算における取扱高</p>	<p>新会社のため、直近の決算における取扱高が無いが、未記入での提出で良いか。</p>	<p>設立間もない法人については、実績に関する記載がないことを理由に不備とはされないケースが一般的です。記入欄には「新設のため該当なし」などの記載をお願いします。</p>
<p>(様式6) 実施体制 注3. について</p>	<p>原則の例外として、やむを得ない理由(離職等)での変更は了承してもらえるか。</p>	<p>やむを得ない事由(離職・病気等)により人的体制に変更が生じた場合、代替体制が確保され、業務遂行に支障がないことを前提に、市の了承を得ることで変更は可能です。</p>
<p>連携協定書(案)について</p>	<p>選定後に書面内容についてご協議させて頂ける認識で良いか。</p>	<p>契約書や協定書の締結に際しては、双方で協議のうえ内容を確定するため、協議を通じて調整します。</p>